

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（非上場新株予約権等の要件） 第2条（略） 2～6（略） 7 規程第6条第11号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。 （1）（略） （2）次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ～ニ（略） ホ 金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券がETN（外国で発行された金融商品取引法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は外国で発行された同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）であるもの 8（略）</p>	<p>（非上場新株予約権等の要件） 第2条（略） 2～6（略） 7 規程第6条第11号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。 （1）（略） （2）次に掲げるもののいずれかに該当すること。 イ～ニ（略） ホ 金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券がETN（外国で発行された金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）であるもの 8（略）</p>

2. 附 則

この改正規定は、令和元年12月13日から施行する。

以 上